平成２７年（フ）第１１８号
群馬県高崎市足門町1417番地54
債務者　内藤　桂司
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１９４号
千葉市若葉区小倉町1703番地６
債務者　松本冨美枝
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４３６号
千葉県船橋市旭町５丁目31番51号
債務者　加藤　輝子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４５０号
千葉市美浜区高洲４丁目５番２棟107号
債務者　竹内　　健
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４５１号
千葉市美浜区高洲４丁目５番２棟107号
債務者　竹内美沙子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４７５号
千葉県市川市相之川４丁目５番22―302号（相之川マンション）
債務者　松村　　忍
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４７９号
千葉市中央区本町２丁目３番19号　山半弐番館402号
債務者　能城　美佳（旧姓加瀬）
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４７０号
京都市上京区仁和寺街道六軒町西入四番町122番地１　ディオ・フェルティ北野東808号
債務者　笠原　和美
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０９号
京都府八幡市男山香呂２番地―Ａ64―404
債務者　前川　弥生
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５２３号
京都市下京区中堂寺北町14番地３　厚生会館809
債務者　池田真理子（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６２６号
京都市右京区太秦安井北御所町５番地の58
債務者　大山　昌子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６５３号
京都府宇治市広野町茶屋裏35番地の１　トライヤード301号
債務者　石田　克江
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６５９号
京都市南区久世上久世町271番地３
債務者　伊原千代子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５８３号
大阪府柏原市旭ケ丘２丁目４番14号、前住所大阪市浪速区下寺３丁目１番14―617号
債務者　岡本　修治
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第５地割194番地３　コーポ南矢幅203号
債務者　田中　　元
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２０９号
盛岡市黒石野３丁目24番１号　グランブール黒石野102号
債務者　浅田　真樹
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５２号
福島県会津若松市城南町１番34号　平山荘３号室、前住所福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪８番地の２　寺田貸家４号
債務者　坂井　　久
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係